

議案第11号

小松市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について

小松市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

小松市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

小松市教育委員会職員職名規則（昭和45年小松市教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表事務職員の項職名の欄中「教育次長，教育次長（担当部長）」を「事務局長，事務局次長」に改め，同表技術職員の項職名の欄中「教育次長，教育次長（担当部長）」を「事務局長，事務局次長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，令和5年4月1日から施行する。
（小松市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正）
- 2 小松市教育委員会の組織等に関する規則（平成22年小松市教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「教育次長，教育次長（担当部長）及びシニアマネージャー」を「事務局長及び事務局次長」に改める。

第7条第1項中「教育次長及び教育次長（担当部長）」を「事務局長」に改め，同条第2項を削り，同条第3項を第2項とし，同条第4項を第3項とし，同条第5項を第4項とし，同条第6項を第5項とする。

第11条第2項中「，シニアマネージャー，担当課長」を「，担当課長」に改める。

（小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

- 3 小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年小松市教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育次長，教育次長（担当部長）」を「事務局長」に改める。

小松市教育委員会職員職名規則（昭和45年小松市教委規則第8号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職員の種類	職名	職員の種類	職名
事務職員	<u>教育次長，教育次長（担当部長）</u> ，課長，担当課長，専門官，チームリーダー，事務長，所長，館長，副館長，参事，管理主事，次長，主幹，主査，事務員	事務職員	<u>事務局長，事務局次長</u> ，課長，担当課長，専門官，チームリーダー，事務長，所長，館長，副館長，参事，管理主事，次長，主幹，主査，事務員
技術職員	<u>教育次長，教育次長（担当部長）</u> ，課長，担当課長，専門官，チームリーダー，事務長，所長，館長，副館長，参事，管理主事，次長，主幹，主査，事務員	技術職員	<u>事務局長，事務局次長</u> ，課長，担当課長，専門官，チームリーダー，事務長，所長，館長，副館長，参事，管理主事，次長，主幹，主査，事務員
専門職員	（略）	専門職員	（略）
技能職員	（略）	技能職員	（略）
労務職員	（略）	労務職員	（略）

小松市教育委員会の組織等に関する規則（平成22年小松市教委規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（教育次長等の設置） 第6条 事務局に<u>教育次長</u>，<u>教育次長（担当部長）及びシニアマネージャー</u>，課に課長を置く。 （教育次長等の職務） 第7条 <u>教育次長及び教育次長（担当部長）</u>は，教育長を補佐し，事務局の事務を整理する。 <u>2 シニアマネージャーは，上司の命を受け，特定の事務を処理する。</u> <u>3 課長は，課長等は，上司の命を受け，所属職員を指揮監督し，担当事務を処理する。</u> <u>4 担当課長は，上司の命を受け，特定の事務について前項の職務を行うものとする。</u> <u>5 参事(総括)は，課長を補佐し，所属の事務を整理する。</u> <u>6 その他職員は，上司の命を受け，担当事務に従事する。</u> 第11条 （略） <u>2 教育長が必要と認めたときは，教育機関等に次長(以下「次長」という。) <u>シニアマネージャー</u>，担当課長，参事(総括)，参事，主幹，主査を置くことができる。</u>	（教育次長等の設置） 第6条 事務局に<u>事務局長及び事務局次長</u>，課に課長を置く。 （教育次長等の職務） 第7条 <u>事務局長</u>は，教育長を補佐し，事務局の事務を整理する。 <u>2 課長は，課長等は，上司の命を受け，所属職員を指揮監督し，担当事務を処理する。</u> <u>3 担当課長は，上司の命を受け，特定の事務について前項の職務を行うものとする。</u> <u>4 参事(総括)は，課長を補佐し，所属の事務を整理する。</u> <u>5 その他職員は，上司の命を受け，担当事務に従事する。</u> 第11条 （略） <u>2 教育長が必要と認めたときは，教育機関等に次長(以下「次長」という。) _____，担当課長，参事(総括)，参事，主幹，主査を置くことができる。</u>

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年小松市教委規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（（補助執行させる事務） 第2条 （略） 2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については，当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教育委員会規程第1号）第2条に規定する<u>教育次長，教育次長（担当部長）</u>及び課長等とみなして，同規程の規定を適用するものとする。	（補助執行させる事務） 第2条 （略） 2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については，当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教育委員会規程第1号）第2条に規定する<u>事務局長</u>及び課長等とみなして，同規程の規定を適用するものとする。

議案第12号

小松市教育委員会事務決裁規程及び小松市学校教職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程について

小松市教育委員会事務決裁規程及び小松市学校教職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

小松市教育委員会事務決裁規程及び小松市学校教職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

(小松市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育次長，教育次長（担当部長）」を「事務局長，事務局次長」に改める。

第2条第7号中「教育次長」を「事務局長」に改める。

第2条第8号中「教育次長（担当部長）」を「事務局次長」に改める。

第5条第1項及び第2項中「教育次長」を「事務局長」に改める。

第5条第3項中「教育次長又は教育次長（担当部長）」を「事務局長」に改める。

第9条第1項中「教育次長，教育次長（担当部長）」を「事務局長」に改める。

第10条第1項中「教育次長又は教育次長（担当部長）」を「事務局長」に改める。

別表中教育次長（担当部長）の項を削る。

別表中教育次長を事務局長に改め，同表事務局長の項専決事項の欄中（社会教育に関することを除く。）を削る。

(小松市学校教職員安全衛生委員会規程の一部改正)

第2条 小松市学校教職員安全衛生委員会規程（平成17年小松市教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育次長」を「事務局長」に改める。

附 則

この規程は，令和5年4月1日から施行する。

小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（用語の定義） 第2条 （略） (1) 決裁 教育長又は専決者(事務局の<u>教育次長</u>，<u>教育次長（担当部長）</u>，課長及び学校以外の教育機関(教育機関に類するものを含む。以下「教育機関等」という。)の長をいう。以下同じ。)がその権限に属する事務に関し，意思の決定(以下「決定」という。)を行うことをいう。 (2)～(6) （略） (7) <u>教育次長</u> 規則に規定する<u>教育次長</u>をいう。 (8) <u>教育次長（担当部長）</u> 規則に規定する<u>教育次長（担当部長）</u>をいう。 (9)～(10) （略） （代決） 第5条 教育長が不在又は欠けたときは，<u>教育次長</u>がその事務を代決する。 2 前項の場合において，教育長，<u>教育次長</u>ともが不在又は欠けたときは，主管課長等がその事務を代行する。ただし，教育機関にあっては，事務局の関係課長の合議を要する。 3 <u>教育次長又は教育次長（担当部長）</u>が不在又は欠けたときは，主管課長等がその事務を代決する。 （専決事項） 第9条 <u>教育次長</u>，<u>教育次長（担当部長）</u>及び課長等の専決事項は，おおむね別表のとおりとする。 （準用） 第10条 小松市事務決裁規程(昭和50年小松市規程第2号)別表第1の規定は，教育委員会の共通決定事項について準用する。この場合において，前条で規定されている事項を除き「市長」とあるのは「教育委員会」と「副市長」とあるのは「教育長」と「主管部長」とあるのは「<u>教育次長又は教育次長（担当部長）</u>」と読み替えるものとする。	（用語の定義） 第2条 （略） (1) 決裁 教育長又は専決者(事務局の<u>事務局長</u>，<u>事務局次長</u>，課長及び学校以外の教育機関(教育機関に類するものを含む。以下「教育機関等」という。)の長をいう。以下同じ。)がその権限に属する事務に関し，意思の決定(以下「決定」という。)を行うことをいう。 (2)～(6) （略） (7) <u>事務局長</u> 規則に規定する<u>事務局長</u>をいう。 (8) <u>事務局次長</u> 規則に規定する<u>事務局次長</u>をいう。 (9)～(10) （略） （代決） 第5条 教育長が不在又は欠けたときは，<u>事務局長</u>がその事務を代決する。 2 前項の場合において，教育長，<u>事務局長</u>ともが不在又は欠けたときは，主管課長等がその事務を代行する。ただし，教育機関にあっては，事務局の関係課長の合議を要する。 3 <u>事務局長</u>が不在又は欠けたときは，主管課長等がその事務を代決する。 （専決事項） 第9条 <u>事務局長</u>及び課長等の専決事項は，おおむね別表のとおりとする。 （準用） 第10条 小松市事務決裁規程(昭和50年小松市規程第2号)別表第1の規定は，教育委員会の共通決定事項について準用する。この場合において，前条で規定されている事項を除き「市長」とあるのは「教育委員会」と「副市長」とあるのは「教育長」と「主管部長」とあるのは「<u>事務局長</u>」と読み替えるものとする。

専決者	専決事項
<u>教育次長</u>	(1) (略) (2) 組織、人事及び研修に関する事項 小松市事務決裁規程別表第1 3組織、人事及び研修に関する事項の表を準用する。この場合において、「主管部長」とあるのは「<u>教育次長</u>」と読み替え、教育庶務課の合議を受けるものとする。ただし、<u>教育次長</u>の決裁事項を超えるものについては、教育長の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けるものとする。 (3) 財務に関する事項 小松市事務決裁規程別表第1 4財務に関する事項の表を準用する。<u>(社会教育に関することを除く。)</u> この場合において、「主管部長」とあるのは「<u>教育次長</u>」と「合議財政課長」とあるのは「<u>合議教育庶務課長及び財政課長</u>」と読み替えるものとする。ただし、<u>教育次長</u>の決裁事項を超えるものについては、教育長の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けるものとする。
<u>教育次長（担当部長）</u>	(1) <u>社会教育に関すること。</u> (2) <u>財務に関する事項</u> 小松市事務決裁規程別表第1 4財務に関する事項の表を準用する。<u>(社会教育に関することに限る。)</u> この場合において、「主管部長」とあるのは「<u>教育次長（担当部長）</u>」と「合議財政課長」とあるのは「<u>合議教育庶務課長及び財政課長</u>」と読み替えるものとする。ただし、<u>教育次長（担当部長）</u>の決裁事項を超えるものについては、<u>教育次長及び教育長の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けるものとする。</u>

専決者	専決事項
<u>事務局長</u>	(1) (略) (2) 組織、人事及び研修に関する事項 小松市事務決裁規程別表第1 3組織、人事及び研修に関する事項の表を準用する。この場合において、「主管部長」とあるのは「<u>事務局長</u>」と読み替え、教育庶務課の合議を受けるものとする。ただし、<u>事務局長</u>の決裁事項を超えるものについては、教育長の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けるものとする。 (3) 財務に関する事項 小松市事務決裁規程別表第1 4財務に関する事項の表を準用する。 _____ この場合において、「主管部長」とあるのは「<u>事務局長</u>」と「合議財政課長」とあるのは「合議教育庶務課長及び財政課長」と読み替えるものとする。ただし、<u>事務局長</u>の決裁事項を超えるものについては、教育長の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けるものとする。

小松市学校教職員安全衛生委員会規程（平成17年小松市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第5条 市立学校委員会及び給食調理場委員会は、次の各号に掲げる者15人以内の委員をもって構成する。ただし、第1号の委員は、1人とし、<u>教育次長</u>をもって充てる。 (1) 総括安全衛生管理者 (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから教育委員会が任命した者 (3) 産業医のうちから教育委員会が任命した者 (4) 安全衛生に関し識見を有する者のうちから教育委員会が任命した者 (5) 安全衛生に関し経験を有する教職員のうちから教育委員会が任命した者 2 各学校委員会は、各学校委員会ごとに、法第18条の規定に基づき教育委員会が任命した5人以内の委員をもって構成する。	第5条 市立学校委員会及び給食調理場委員会は、次の各号に掲げる者15人以内の委員をもって構成する。ただし、第1号の委員は、1人とし、<u>事務局長</u>をもって充てる。 (1) 総括安全衛生管理者 (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから教育委員会が任命した者 (3) 産業医のうちから教育委員会が任命した者 (4) 安全衛生に関し識見を有する者のうちから教育委員会が任命した者 (5) 安全衛生に関し経験を有する教職員のうちから教育委員会が任命した者 2 各学校委員会は、各学校委員会ごとに、法第18条の規定に基づき教育委員会が任命した5人以内の委員をもって構成する。

議案第13号

小松市教育委員会学校教育関係団体補助金交付要綱の制定について

小松市教育委員会学校教育関係団体補助金交付要綱を次のように制定する。

小松市教育委員会学校教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市教育委員会学校教育関係団体補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、小松市の学校教育の振興等のための事業を行う団体（以下「団体」という。）の事業に要する経費を市が補助することにより、教育の効果を高め、その促進に資することを目的とする。

(補助対象等)

第3条 補助対象団体、補助対象経費及び補助額は別表に掲げるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の提出があったときは、当該申請書及び必要に応じて行う調査等により補助金を交付すべきかを決定する。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第6条 補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定は、前条の補助金交付決定を受けた団体から補助金交付変更申請書（様式第2号）により申請があった場合に準用する。

(補助金交付決定等の指令)

第7条 前2条に規定する決定をしたときは、市長は申請者に対しその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の補助金交付決定を受けた団体は、補助事業が完了したとき（第6条の規定による取り消し等による補助事業の取り消し等を含む。）は、補助金実績報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告書及び必要に応じて行う調査等により交付すべき補助金額を確定し、通知するものとする。

(条件違反等による交付決定の取り消し等)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業につき前条の確定後においても適用があるものとする。

3 第10条の規定は、第1項の取り消しに準用する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付したときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、補助金の交付の指令を受けた団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年 月 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象団体	補助対象経費	補助額
小松市教育会	小松市教育会の教科研究事業に要する経費	予算の範囲内で市長が認める額
小松市学校保健会	小松市学校保健会が行う学校保健推進に係る研究事業に要する経費	
小松市特別支援教育振興会	小松市特別支援教育の啓発と充実発展を図るために要する経費	
小松市学校文化連盟	学校文化活動の振興及び伝統文化教育の推進を図るために要する経費	
小松市小学校体育協議会	小学校児童の体育活動推進に係る事業に対する助成	
小松市中学校体育連盟	小松市中学校体育連盟の運営費	

様式第1号（第4条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）小松市長

住所
団体名
代表名

印

事業について、次のとおり補助金を交付く
ださるよう申請します。

記

1. 補助金の名称

2. 補助事業の内容 別紙のとおり

3. 補助事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

4. 事業交付金 円

5. 関係書類

様式第2号（第6条関係）

補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）小松市長

住所
団体名
代表名

印

事業について、 年 月 日付小松市指令第 号
による交付決定額を変更して下記のとおり交付くださるよう申請します。

記

1. 補助金の名称

2. 補助事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3. 事業交付金

交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
差引増(減△)額	金	円

4. 関係書類

様式第3号（第8条関係）

補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）小 松 市 長

住所
団体名
代表名

印

年 月 日付小松市指令第 号にて補助金の交付の
決定があった事業は、次のとおり完了しましたので報告いたします。

記

1. 補助金の名称

2. 補助金の交付決定額 金 円

3. 補助金の精算額 金 円

4. 補助事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

5. 補助事業の成果

6. 関係書類

議案第14号

小松市未来教育推進基金条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて議決を求める。

記

小松市未来教育推進基金条例施行規則（平成27年小松市規則第15号）の一部を改正する規則をここに制定する。

小松市未来教育推進基金条例施行規則の一部を改正する規則

小松市未来教育推進基金条例施行規則（平成27年小松市規則第15号）の一部を次のように改める。

第2条に次の1号を加える。

(4) 市内小学校、中学校及び義務教育学校における学習支援事業

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小松市未来教育推進基金条例施行規則（平成 27 年小松市規則第 15 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（基金の処分が出来る事業） 第 2 条 条例第 6 条第 2 項に定める基金を処分することができる事業は、次の事業とする。 (1) ひととものづくり科学館の管理運営事業 (2) 市内小学校，中学校及び義務教育学校における I C T 教育環境推進事業 (3) 市内小学校，中学校及び義務教育学校における外国語教育推進事業	（基金の処分が出来る事業） 第 2 条 条例第 6 条第 2 項に定める基金を処分することができる事業は、次の事業とする。 (1) ひととものづくり科学館の管理運営事業 (2) 市内小学校，中学校及び義務教育学校における I C T 教育環境推進事業 (3) 市内小学校，中学校及び義務教育学校における外国語教育推進事業 <u>(4) 市内小学校，中学校及び義務教育学校における学習支援事業</u>

寄附受納について

国語教育及び道德教育充実のため次のとおり寄附がありました。

1. 寄 附 者 小松シティロータリークラブ

2. 寄 附 金 ・ 物 品 金 200,000円
図書（290冊，290,000円相当 ※）
※「ある犬のおはなし」

3. 受納・感謝状授与 令和5年3月25日（土）
ホテルビナリオKOMATSUセントレ

ヒルズレポート

2023. 3 月



サイエンスヒルズこまつ
SCIENCE HILLS KOMATSU

3/9 ヒルズ防災体験教室 講師 市消防本部

災害にあったとき、どんなことに気をつけ、行動しなければならないのでしょうか。3つのこども園の皆さんが、実際に避難を体験したり、防災のあり方を学んだりしました。クイズ形式で、災害の怖さ、共助の大切さを消防本部の方々に教えていただきました。30メートルの高さでも消火できるはしご車からの放水、高い所に取り残された人の救助の場面も見ることができました。



3/12 防災エンスショー あっと驚く防災の科学実験

講師 阿部 清人 先生

地震波の違いによる揺れの実験、空中浮遊実験、液状化実験などを見せてくださいました。参加された方々は、楽しくてついつい引き込まれてしまいました。（自分でも実験に挑戦してみた方もいたと聞いています）アナウンサーをされているので伝え方も上手です。東日本大震災の教訓も実験の中に織り込みながらの防災エンスショーでした。自分にとって、役立つ時間になったように思います。



3/11 はじめての化粧品づくり体験

「石川県の美容成分を用いたオリジナル化粧水をつくる」

講師 ㈱ルパンジュ 千田 和弘 先生

前回の要望に応え、今回、2講座を開設していただきました。手に付けてみて化粧水の伸びや浸透性を楽しそうに確かめていました。皆さん、オリジナル化粧水の出来栄はどうだったのでしょうか。



3/19 レインボーフラワーをつくってみよう!

講師 石川県立大学 中谷内 修 先生

多くの方に参加いただきました。思い思いが素敵なレインボーフラワーをつくりました。白い花が染料を吸い上げることで綺麗な色合いになります。いろいろな場所を飾ることができそうですね。



3/25～ 3D スタジオ 新しくなって再登場

《新・宇宙映像プラネタリウムソフトの導入》

膨大なデータベースとともに、圧倒的にリアルで新しい宇宙体験が可能に!

《新・コンテンツ配給システムを構築》

配信ネットワークシステムの活用により、多彩な番組・イベントを提供

3/5 R4 年度サイエンスヒルズこまつ

科学賞贈呈式

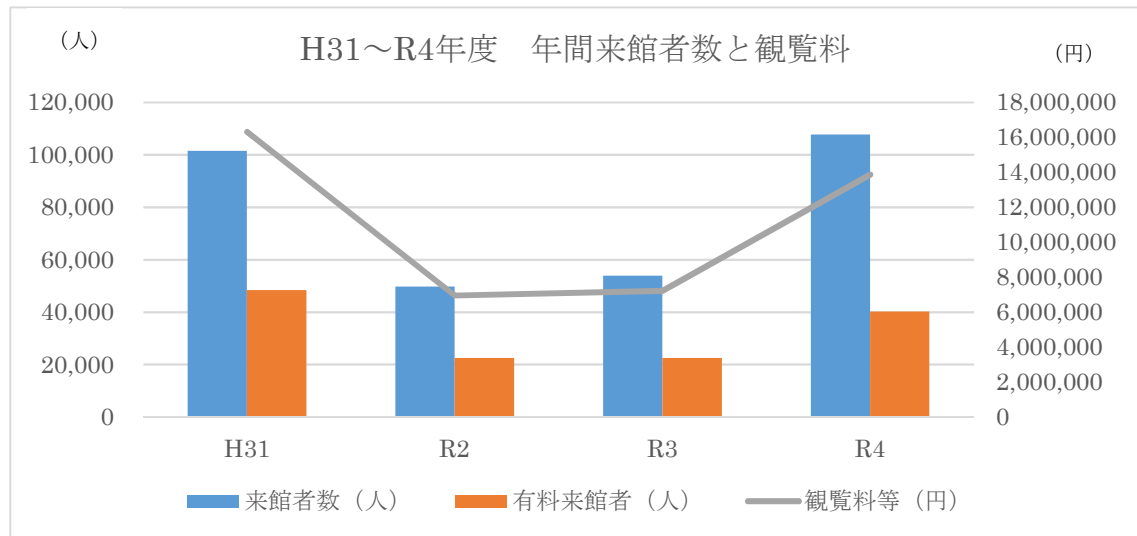
科学賞受賞、おめでとうございます。それぞれの部門で素晴らしい成果をあげられた皆さんのたゆまぬ努力に敬意を表します。



・・・＜ ヒルズ今月のデータ ＞＞＞・・・

◆【(H31 年度～R4 年度) 年間来館者数と観覧料】

	来館者数(人)	有料来館者(人)	観覧料等(円)
H31(コロナ前)	101,441	48,396	16,308,860
R2	49,745	22,424	6,952,240
R3	53,832	22,457	7,222,220
R4	107,850	40,332	13,905,780



◆3 月来館者数 (※ 1/10～3 月下旬 3D スタジオ改修工事)

	R4 (前年比)	R3
有料来館者 3 月	2, 516 人 (124. 0%)	2, 029 人
累積	40, 332 人 (179. 6%)	22, 457 人
全来館者 3 月	5, 515 人 (170. 4%)	3, 236 人
累積	107, 850 人 (200. 3%)	53, 832 人



レインボーフラワーをつくろう

◆3 月団体利用

	学校団体	人数	一般団体	人数
小松市内	2	263 人	2	140 人
石川県内	6			
石川県外			1	
合計	8	263 人	3	140 人



ヒルズ防災体験教室より

◆サイエンステーブル

日	曜	内容	回	人数
3/4	土	トコトコスニーカー	3	9人
5	日	紙飛行リング	2	9人
11	土	紙ブーメラン	3	21人
12	日	動物マグネット②	2	18人
18	土	ぶんぶんゴマ	2	4人
19	日	切り紙ーサクラー	3	12人

◆3D スタジオ(3/25 より)

上映番組	回数	観覧者
「ポケモン」	14	519人
「こぐま座のティオ」	9	88人
「ポラリス」	5	79人
「銀河鉄道の夜」	5	77人
「オーロラの調べ」	7	126人
「10000 光年双眼鏡」	6	67人
「宇宙一直線」	1	4人
計	47	960人

◆わくわくホール利用 ※本館利用は除く

8件 12日	1,014人	エージェンシー1 歩2 公立小松大学2 広報秘書課1 中小企業事務局1 地域振興課3 小松政経塾1 駒沢建工1
--------	--------	--

◆体験教室 ※科学クラブ等の活動は除く

	教室数	定員	参加人数	参加率
館主催	27	373人	223人	59.8%
外部講師	10	287人	227人	79.1%



◆市民大学

スライムの科学をさぐろう!

開催日	曜日	内容	回	参加人数
3/3	金	大人のためのものづくり教室 ステンドグラス レベル3⑩	1	5人
3/10	金	大人のためのものづくり教室 ステンドグラス レベル3⑩	1	4人
3/17	金	大人のためのものづくり教室 ステンドグラス レベル3⑫	1	5人
3/17	金	大人のためのサイエンスサロン⑧ 水の表面	1	10人
計			4	24人

◆スターウォッチング 3/4 (土)「金星・木星大接近」 15人

◆ヒルズ科学クラブ 3回 57人

◆YAC 活動 1回 7人

◆集まれ! 中学生クラブ 1回 6人

◆ステップルーム 2回 6人

お部屋に飾る月のステンドチャームを作ろう



第5期生ステンド金曜クラス



はじめての化粧品づくり体験
「石川県の美容成分を用いたオリジナル化粧水をつくる」

3か年合格状況 R2年度～R4年度 ()は過年度生

国公立大学	R2	R3	R4
金沢大学		3	
富山大学	4	2	1
福井大学	1		
東北大学	1(1)		
岩手大学	1		
筑波大学			1
信州大学	2(1)		
東京藝術大学			2
京都市立芸術大学		1	
長岡造形大学		1	2
都留文科大学			1(1)
和歌山大学			1(1)
室蘭工業大学			1
石川県立看護大学			
金沢美術工芸大学	2	2	3(1)
公立小松大学	5	6	8
富山県立大学		2	1
福井県立大学			
愛知県立芸術大学			1(1)
静岡文化芸術大学	1		
北九州市立大学			1(1)
広島市立大学		1	1
尾道市立大学		1	
計	17(2)	19	24(5)

大学校・公共職能系	R2	R3	R4
石川県職業能力開発大学校			
東海職業能力開発大学校			
石川県九谷焼技術研修所			
石川県挽物轆轤技術研修所			
その他	1		
計	1	0	0

公務員	R2	R3	R4
小松市消防本部	1		
能美市消防本部			
小松市役所			
石川県警			
自衛隊各種		2	
計	1	2	0

就 職(公務員除く)	R2	R3	R4
計	7	8	4

私立大学(北信越地区)	R2	R3	R4
金沢工業大学	8	13	10
金沢学院大学	29	54	15
金沢星稷大学	5	26	38
北陸大学	15	29	17
北陸学院大学	11	13	4
金城大学	16	15	16
金沢医科大学(看護)			
福井工業大学	1	22	4
福井医療大学	5	2	
仁愛大学		5	
新潟医療福祉大学			
新潟工科大学	2		
新潟産業大学	1	1	
富山国際大学			
高岡法科大学	3		
計	96	180	104

私立大学(関東地区)	R2	R3	R4
獨協大学	1		
駒澤大学			
日本大学		1	
帝京大学			
桜美林大学	1	1	
拓殖大学		1	1
大東文化大学		1	
目白大学		1	
淑徳大学			
東海大学		1	1
昭和音楽大学		1(1)	
国立音楽大学		1	1
東京音楽大学		2	1
女子美術大学			1
東京農業大学			
武蔵野音楽大学			
日本女子体育大学			
神奈川大学			
東京福祉大学		1	
その他	6	8	
計	8	19(1)	5

私立大学(東海地区)	R2	R3	R4
岐阜女子大学	1	1	
岐阜聖徳学園	1		
中部学院大学	1		2
中部大学			
愛知学院大学	4		1
日本福祉大学		3	
中京大学			
金城学院大学	1	1	
名古屋学院大学		1	
名古屋芸術大学			
名古屋学芸大学			
名古屋商科大学	1		1
名古屋外国語大学			
名古屋経済大学		1	
その他	9	8	
計	18	15	4

私立大学(関西地区)	R2	R3	R4
立命館大学		1	
同志社大学			1
同志社女子大学			
京都産業大学	2	3	1
大阪産業大学			1
成安造形大学			1
京都芸術大学(元京都造形芸術大学)		1	1
京都橘大学	1	5	
大谷大学		3	
大阪経済大学			1
龍谷大学	1		1
奈良大学		2	
関西外国語大学	1		
大阪学院大学	1	4	
大阪芸術大学	1		
関西国際大学			1
武庫川女子大学			1
神戸学院大学		2	
甲南大学		2	
桃山学院大学	1		
その他	16(1)	17	
計	24(1)	40	9

私立大学 (計)	R2	R3	R4
計	147(1)	254(1)	122

短期大学	R2	R3	R4
金城大学短期大学部	12	18	11
北陸学院大学短期大学	8	6	
金沢学院短期大学	2	8	3
星稷女子短期大学	15	11	5
京都文教短期大学			1
仁愛女子短期大学		1	1
その他	3	2	2
計	40	46	23

専門学校	R2	R3	R4
金沢医療センター付属金沢看護学校	3		2
石川県立保育専門学園	1	1	
金沢看護専門学校			1
七尾看護専門学校	1		
金沢医療技術専門学校			
金沢リハビリテーションアカデミー	7	4	2
日本航空大学校	4		
専門学校金沢文化服装学院	1	1	1
石川県立総合看護専門学校	1	2	2
専門学校金沢美専	5		5
金沢製菓調理専門学校	1		1
金沢科学技術大学校	2	7	2
加賀看護学校	12	2	6
石川県歯科医師会立歯科医療専門	2	3	2
小松市医師会附准看護			3
石川県調理師専門学校		1	
石川理容美容専門学校	4	3	3
国際ペット専門学校	3	1	2
国際医療福祉専門学校七尾校	3		
国際医療事務専門学校	1		
国際調理専門学校	1		
スーパースイーツ製菓専門学校	2	1	
金沢ウェディング・ビューティ専門学校		2	
国際ホテル＆ブライダル専門学校	1		1
大原医療福祉・製菓＆スポーツ専門学校	1	1	
大原簿記法律観光専門学校	2		
金沢情報ITクリエイター専門学校		1	2
その他県外の専門学校	12	5	7
計	70	35	42

浪人 その他	R2	R3	R4
計	12	11	7